

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。

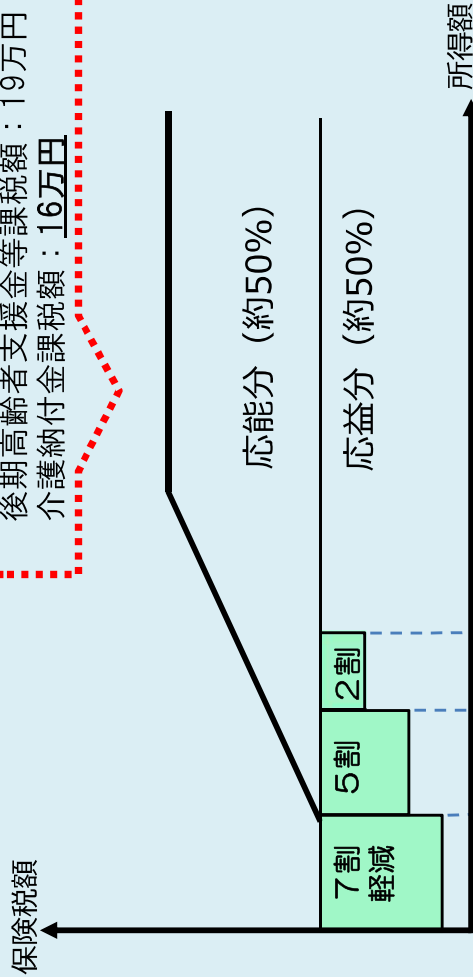
② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。

2. 制度の内容

現行

【現行】課税限度額

基礎課税額：61万円
後期高齢者支援金等課税額：19万円
介護納付金課税額：16万円



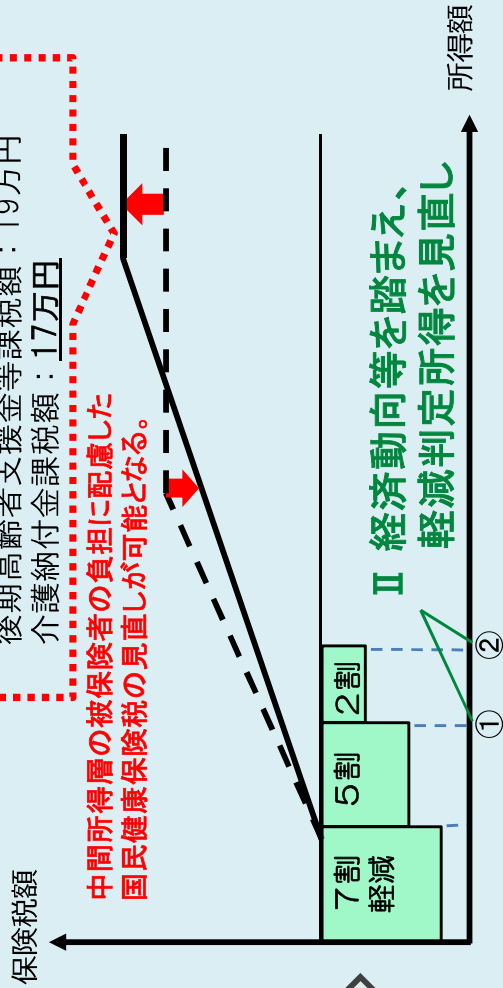
【現行】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28万円×(被保険者数＊)
2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋51万円×(被保険者数＊)

改正後

I 課税限度額の見直し

【改正後】課税限度額
基礎課税額：63万円
後期高齢者支援金等課税額：19万円
介護納付金課税額：17万円



【改正後】軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28.5万円×(被保険者数＊)
2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋52万円×(被保険者数＊)

＊被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。